

第6章

アンチ・ダンピング措置

1. ルールの概観

(1) ルールの背景—アンチ・ダンピングとは

WTO協定でいう「ダンピング」とは、ある商品の輸出向け販売が、その商品の国内向け販売より安い価格で行われていることを指す。つまり、通常の商取引における単なる廉売はここでのダンピングには当たらない。そして、そのダンピング輸出によって、輸入国内における競合産業が「損害」を被っていることが輸入国政府の調査により明らかになった場合、その輸入国は自国の産業を救済するためアンチ・ダンピング（AD）措置を採ることができる¹。

具体的には、ダンピング輸入された産品に対して、輸出国国内向け販売価格と輸出向け販売価格との差（ダンピング・マージン）を上限とする関税（AD税）を賦課する。これにより、ダンピング価格を正常な価格に戻そうとするのである。

なお、価格比較の際、当該国内向け販売が「通常の商取引」として行われていない場合（例えば、資本関係のある会社に特別な価格で販売されている場合、輸出者が輸出国政府の統制下にある場合など）、あるいは国内での販売量が少ないこと等により、比較可能な国内販売価格がない場合は、第三国への輸出価格又は構成価額が用いられる

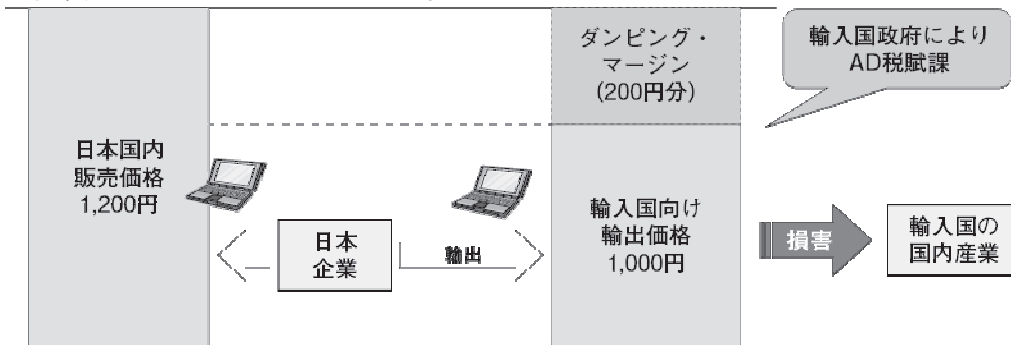
（AD協定第2.2条）。構成価額とは、原産国における生産費に販売経費、利潤等を加えたものとされている。

AD措置は、最恵国待遇（第Ⅱ部第1章参照）の例外措置の一つであり、その発動には細心の注意が払われるべきである。しかし、国内産業を保護するための手段であるセーフガード措置（第Ⅱ部第8章参照）のように補償を提供することや相手国の対抗措置を受認することが求められないため、諸外国においては必要な要件を満たしていないにもかかわらずAD調査を開始したり、発動後に必要な要件が満たされなくなったにもかかわらずこれを維持したりするなどの濫用が目立っている。

このように「ダンピング輸入による国内産業の損害の除去」という本来の限定的な目的を超えた、AD措置の保護主義的・輸入制限的な運用に対する懸念から、ウルグアイ・ラウンド交渉及びドーハ開発アジェンダ交渉において規律の強化が図られたが、これらのAD措置濫用の懸念は引き続き多くの国が有している。

¹ この場合の「損害」とは、①国内産業に対する実質的な損害、②国内産業に対する実質的な損害のおそれ、③国内産業の確立の実質的な遅延、の3つのうちいずれかを指す（AD協定第3条）。

<図表Ⅱ - 6 - 1> ダンピングの例



(2) 法的規律の概要

①国際ルールの概要

ADについての国際ルールとしては、GATT第6条にダンピング防止税に関する規定があり、その実施協定として「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」、いわゆる「AD協定」が定められている。ADに関するWTO協定の具体的概要は、以下のとおりである。

(a) GATT第6条

AD税に関して、GATT第6条に次のように定められている。

第6条

1 加盟国は、ある国の産品をその正常の価額より低い価額で他国の商業へ導入するダンピングが加盟国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダンピングを非難すべきものと認める。この条の規定の適用上、ある国から他国へ輸出される産品の価格が次のいずれかの価格より低いときは、その産品は、正常の価額より低い価額で輸入国の商業に導入されるものとみなす。

(a) 輸出国における消費に向けられる同種の産品の通常の商取引における比較可能の価格

(b) 前記の国内価格がない場合には、

(i) 第三国に輸出される同種の産品の通常の商取引における比較可能の最高価格

(ii) 原産国における産品の生産費に妥当な販売経費及び利潤を加えたもの

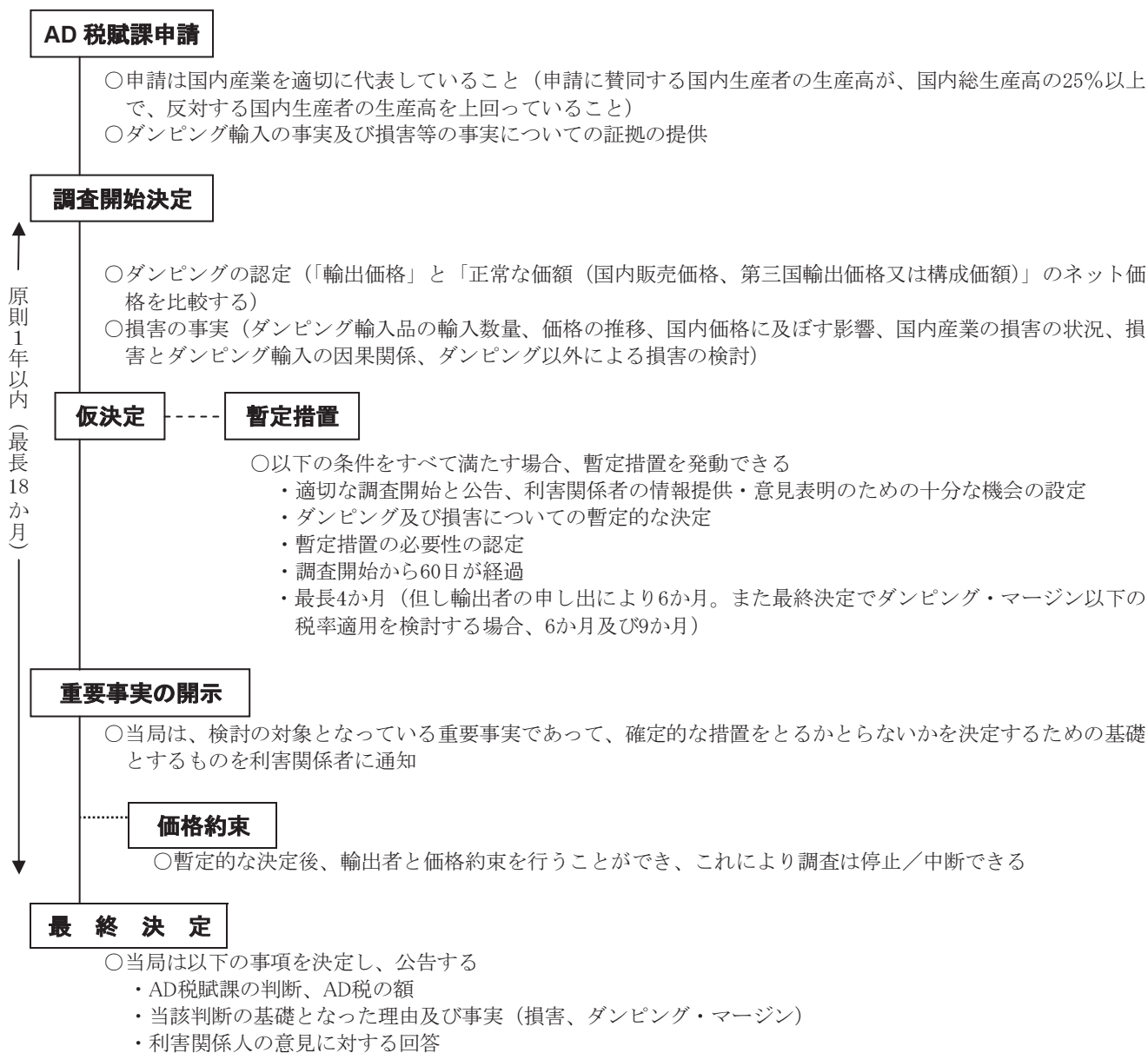
販売条件の差異、課税上の差異及び価格の比較に影響を及ぼすその他の差異に対しては、それぞれの場合について妥当な考慮を払わなければならない。

2 加盟国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対し、その産品に関するダンピングの限度を超えない金額のダンピング防止税を課することができる。この条の適用上、ダンピングの限度とは、1の規定に従って決定される価格差をいう。

(b) AD協定

この協定はケネディ・ラウンド妥結時に制定（1967年調印・1968年発効）され、東京ラウンドでの改正（1979年作成・1980年発効）及びウルグアイ・ラウンドでの改正（1994年作成・1995年発効）を経て現在に至っている。現行AD協定はAD調査開始申請から措置の発動までを以下のとおり定めている。

<図表Ⅱ-6-2> AD調査の流れ



参 考

他国のAD調査手続に対応する際の留意点について

1. はじめに

AD調査開始から最終決定までは原則として1年以内（AD協定第5.10条）と期限が設けられている。1年間という期間は長期間のようにも思われるが、調査対象となった輸出者/輸出国における生産者等（以下「調査対象企業」）の行うべき作業は多く、實際上、調査対象企業に時間的な余裕がないことも多い。そこで、我が国企業が外国によるAD調査の対象となった場合に、どのような対応を取るべきかの判断に資するため、手続の段階に即して以下概説する。

なお、WTO加盟国は国際法上AD協定の定める義務・手続を遵守してAD調査を行う必要があるものの、他方で、AD措置・調査は、基本的には、各国の国内法に基づいて行われる国内法上の手続・措置である。そのため、AD調査に対応する際には、当該国の国内法の知識が必要であることから、現地の弁護士に代理や助言を依頼することがある。

また、本コラムにおいては、他国のAD調査手続における輸出者/輸出国における生産者としての留意点を記述する。AD調査における基本的な流れは、AD

協定に基づくものであるが、各国国内法において、より詳細な手続等を定めている場合は当該国内法に従うことに留意されたい。

2. 調査対象企業の対応全般について

AD協定上、調査当局は、調査対象企業をはじめとする利害関係人から、質問状や現地調査などを通じて必要な情報を収集するとともに、利害関係人には、自らの利益を擁護するため証拠の提出及び意見の表明をする機会が与えられる。利害関係人の防御に関しては、AD協定上の通則的な規律として、利害関係人に対し、調査当局が必要とする情報に関する事前の通知と証拠提出の機会（AD協定第6.1条）、自己の利益擁護のための機会（AD協定第6.2条）、調査当局の保有する情報の閲覧及び自らの主張準備の機会（AD協定第6.4条）を与えることが規定されている。AD措置は、調査対象製品の取引を実際に行っている利害関係者（調査実施国の国内産業や調査対象企業等）の有する情報（当該企業に関する一般的情報、輸出取引及び国内販売取引に関する情報等）に基づいて行われるため、まず調査対象企業による対応が調査対応の基本となるところであり、調査対象企業は、これらの規定を活用して、AD調査・措置に対して自らの利益を防御するために積極的に主張・立証を行うことができる。ただし、調査対象企業は調査に応じる義務はなく、調査対応にかかる費用・負担を考慮して調査対応をしないという選択も可能であることに留意すべきである。もっとも、その場合には、後に詳述するとおり、ファクツ・アヴェイラブルを用いた認定がされる等の不利益を受ける可能性がある。調査対象企業としては、このような不利益と調査対応の負担・費用を考慮して、AD調査に応じるか、また応じるとしてどの程度まで対応するかを決めているものと思われる。

調査過程で主張・立証を行っていくに当たっては、AD調査は、調査実施国の国内法上の手続であるが、同時にWTO加盟国はAD協定の定めに従って調査を行う義務を負っていることから、調査当局の手続や決定内容が、国内法のみならず、AD協定に違反する

との主張も有効であることがあり、調査手続過程でもそのような観点からの主張が可能かどうかを検討することが考えられてよい。特に、後にWTOの紛争解決手続での解決を日本政府に依頼することを考えるならば、そうした問題点の立証を容易にするという観点から調査手続における対応の仕方を工夫することが考えられる（詳しくは、「下記4(2)WTO紛争解決手続の活用」を参照。）。

また、我が国の調査対象企業が複数である場合、調査実施国の国内産業に対する損害及び因果関係の要件は、企業ごとに計算されるダンピング・マージンとは異なり、我が国からの輸出全体について検討・認定されるため、たとえばダンピング輸出以外の事象が国内産業の損害の真の原因であるといった主張を行う場合、企業毎に主張が食い違っていると主張の有効性を損なうことに注意が必要である。

3. 手続の段階ごとの対応について

(1) 調査開始決定前

AD調査は、国内産業から調査当局に対して調査開始申請がされることによって開始されるのが通常である（AD協定第5.1条）。調査開始申請のためには、ダンピング、損害及び因果関係に関する証拠を添付した申請書を提出する必要がある（AD協定第5.2条）。申請書を受領した調査当局は、調査開始を正当とする十分な証拠があるかどうかを検討し、調査開始の可否を決定する（AD協定第5.3条）。

調査開始が決定されるまで調査当局が申請書受理の有無や調査開始の可否等を公表することは許されないが（AD協定5.5条）、決定前に調査開始申請がなされたとの情報が流れる場合もあるため、日頃から、このような情報の入手に努める企業もある。

(2) 調査開始決定後

調査開始が決定されるとその旨公告が行われ（ウェブサイトに掲載されることも多い）、また輸出国政府（通常は輸入国に駐在する大使館）や調査当局に知られている輸出者/生産者、輸入者等の利害関係者に通知されることになり、この段階から調査対象企業の調

査対応が公式に始まる。調査開始決定直後に行うべき作業は、典型的には以下のようなものがある。

① 申請書及び添付証拠の内容の吟味・検討

上記のとおり、申請書には、AD課税要件に関する説明がなされるとともに、証拠が添付されている。

そのため、調査対象企業は、受領した申請書及び証拠の内容を吟味することによって、申請の内容及び根拠を知ることができ、かつ、必要に応じて反論することが可能になる。

② 調査対象製品の範囲を確認

調査対象製品については、調査開始公告及び申請書を参照することにより、その範囲を知ることができ、それに伴って同種の製品とされる国内製品の範囲も判明する。調査対象企業としては、まずどの製品が調査対象とされているのかを正確に把握し、その製品に関する基本情報を収集する必要がある。特に、その後の調査対応に際しては、調査対象製品の輸出価格、輸出量、輸入国における市場シェア等の動向は重要な情報となる。

調査対象製品の範囲に誤りがある場合もしばしば見受けられる（例：調査対象製品に含まれないはずのHSコード（関税分類）が調査対象製品のコードとして含まれている場合）。仮にそのような誤りがある場合は、調査当局に早期に指摘し、本来調査対象の範囲に含まれない製品の除外等を求めていくことが重要である。

日本からの輸出の場合、輸入国の国内産業では製造できないような高性能・高付加価値の製品を輸出していることも多く、国内産業と競合しないため、仮にダンピングの事実を認定されたとしても、国内産業に損害を生じさせていないことがある。そのような場合には、国内製品との競合がないことを示す証拠を提出して、当該製品を調査対象製品の範囲から除外するよう求めることがしばしば行われる。さらに、調査対象製品の範囲が広い場合には、相互に競争関係にない製品カテゴリーが含まれることもある。そのような場合には、例えば、相互に競争関係にある製品カテゴリーごとに国内産業の損害の有無を認定するなど、損害認定の際に製品間の競争関係

を踏まえた分析をするよう求めるべきかを検討することも重要である。

(3) 質問状に対する回答・現地調査

① 質問状に対する回答

調査開始決定後、調査当局からダンピングや損害の認定のために調査対象企業等へ質問状が送付され、調査対象企業は、これに回答することとなる（AD協定第6.1条参照）。調査対象企業が指定された期限（原則、質問書受領から少なくとも30日以上（AD協定第6.1.1条））までに回答しない場合には、下記に示すように、当局にファクツ・アヴェイラブル（facts available）に基づいて認定されるリスクがある。回答期限については、延長申請が可能であり、その申請には妥当な考慮が払われるとされ、理由が示される場合には可能な限り認められるべきとされている。

AD調査は、一般に、「ダンピング調査」と「損害調査」に大別される（図表Ⅱ-6-2参照）。ダンピング調査では関係会社を含む会社の組織構成や調査対象製品の特性等の一般的事項のほか、個々の取引に関する詳細なデータ、生産コスト及び関連費用等が、損害調査では上記一般的事項のほか、生産能力・在庫・生産量・輸出量・平均輸出価格等の経営及び財務等に関する情報が調査の対象となる。ダンピング調査については過去1年分、損害調査についてはダンピング調査の1年分を含めた過去3年分が質問の対象（調査期間）となる場合が多い。

以上のような質問事項のうち、どの範囲の質問に回答するかは、基本的には調査対象企業が調査対応に伴うコストと利益を考量して決めるべき問題である。この点、特にダンピング調査における質問に回答するには、取引先等も含め膨大なデータの調査・収集・検証が必要となること、企業の管理項目とは異なる分類でのデータ提出を求められる場合があることなどから、作業負担が大きい。また、ダンピング・マージン算定のためには、製品の生産・販売に係る費用のデータ等、企業にとって機密性の高い情報も調査当局に提出せざるを得ない場合がある。他方、仮に調査対象企業が質問に対応しない場合（回

答内容が不十分な場合、一部の質問にしか回答していない場合、ダンピング又は損害の一方のみに回答した場合を含む。)には、AD協定第6.8条に基づき回答のない部分についてファクツ・アヴェイラブル(下記1.(5)①参照)が用いられる結果、例えば、国内産業の主張(申請書に記載のデータ等)がそのまま用いられるなどして、内容によっては調査対象企業が不利益な認定を受けるおそれがある(なお、ファクツ・アヴェイラブルを使用できるのは、上記の意味で回答のない部分に限られる。)。企業としては、このような利害得失を考慮した上で、調査対象製品の重要性等も踏まえて対応する範囲を決めなければならない。

② 現地調査

調査当局は、質問状の回答などで提供された情報の確認及び更に詳細な情報の入手を目的として、質問状に回答した調査対象企業の本社や工場等の現地調査を行うことができる(AD協定第6.7条)。国ごとに運用の違いはあるものの、現地調査では、現地調査が必要と考える企業に対し、数名の調査官が1社当たり数日かけて、企業の帳簿や個々の伝票等を調査・閲覧して、質問状の回答として提出された販売・コストデータ等の完全性・正確性等を検証する。現地調査では、通常は複数の事業拠点で保管している膨大な帳票類を現地調査が行われる本社等に集めたり、企業の具体的な販売関連情報や財務、会計システムなどを通訳を介して説明したりする必要があり、対応に伴う負担は相当なものになるが、これに対応しない場合は、回答の正確性等が検証されないため、ファクツ・アヴェイラブルが適用されて、不利な認定を受けるおそれがある。なお、現地調査を仮決定の前又は後のいずれで行うかは、国によって運用が異なる。

そのほか、多くの国が公聴会と呼ばれる手続を開催している(AD協定第6.2条参照)。公聴会では、調査対象企業及び国内産業のほかに、輸入国内のユーザー産業にも参加が許される場合も多く、AD課税の要件に関する事実(製品の代替可能性等)やAD措置を課した場合の影響(輸出が滞ることによって輸入

国内で原材料の調達が困難になる等)等につき互いに意見を表明する機会が与えられる。ただし、AD協定上、課税の判断に当たり、ユーザーの意見を考慮することは義務付けられていない。また、公聴会は、調査当局の担当者の在席の下に手続が行われるため、参加者に対する質問等から、調査当局がどのような点に問題意識を有しているか知り得る貴重な機会ともなる。現地調査と同じく、いかなるタイミングで公聴会を行うかは、各国の運用にばらつきがある。

(4) 仮決定

AD協定上、調査当局は、仮決定を行うことを義務付けられているわけではないが、仮決定を行い、利害関係人に反論の機会を与える運用を行っている国も多い。仮決定を行う場合、調査当局は、同決定を公告しなければならない(AD協定第12.2及び第12.2.1条)。

仮決定は、調査開始後、初めて、AD課税の要件に関する調査当局の判断が公にされる場面であり、非常に重要である。調査対象企業としては、仮決定の内容を分析し、不合理な認定がないかどうか、特に調査実施国の国内法又はAD協定に不整合な点がないかどうかを吟味した上、反論書面を提出する機会が与えられる。

なお、仮決定でクロ(ダンピング、損害及び因果関係がいずれもあると認定されること)認定が行われる場合には、調査当局は、暫定措置(暫定的にAD税を賦課する又は相当額の保証金の供託を求めること)を採り、課税を開始することができる(AD協定第7.1条(ii))。

(5) 重要事実開示及び最終決定

調査当局は、最終決定を行う前に、最終決定の基礎を成す重要な事実を開示し、利害関係人に反論の機会を与えなければならない(AD協定第6.2条及び第6.9条)。開示された重要事実、最終決定でもそのまま用いられることが想定されており、この機会が利害関係人にとって最後の反論の機会になる。特に、仮決定から認定が変更された部分、仮決定で反

論した部分などについては、AD協定に不整合な変更がなされていないか、利害関係人からの反論に対して不合理な認定を行っていないか注意すべきであろう。

調査当局は、このような重要事実開示及び利害関係人による反論を経た上で、最終決定を行う。仮決定同様、最終決定も公告する必要がある（AD協定第12.2条及び第12.2.2条）。クロ決定の場合は、調査対象企業は、最終決定の内容を分析・検討し、輸入国内の司法上の手続を通じて更に争うか、あるいはWTO紛争解決手続の活用を政府に対して求めていくか等を最終的に検討することとなる。

4. 政府の調査対応への関与について

以上述べてきたとおり、AD調査には、調査対象企業が中心となって対応することとなるが、輸出国政府も、AD調査又は措置がAD協定に照らし企業の権利保護が不十分であると考えられる場合には、自国企業又は産業界の利益保護、通商ルールの履行確保などの観点から、調査対象企業による調査対応を支援する場合がある。

(1) 調査手続中の支援

調査手続中には、政府が利害関係人として意見書を提出したり、大使館員等の政府関係者が公聴会等に出席したりして、輸出対象企業の主張を支持する意見を述べる事が可能である（AD協定第6.11(ii)条参照）。

この点に関しては、AD課税措置は、WTO協定上認められている政策措置であり、協定上の要件を満たしている限り、WTO加盟国は利用可能である点に留意する必要がある。そのため、輸出国政府が具体的にどのような支援措置をとることができるかは、調査当局の措置のAD協定整合性を踏まえて決定される。

(2) WTO紛争解決手続の活用

AD税が賦課された後（又は暫定課税がなされた後）は、WTO紛争解決手続（第Ⅱ部第17章参照）に

おいて措置及び手続の協定整合性を争うことが可能である。同手続の活用を考える場合、調査対象企業としては、以下の点に留意する必要がある。

① AD措置をWTO紛争解決手続で争う場合には、パネル及び上級委の判断基準に関し、AD協定上、特別な規律が適用される。

第一に、パネル及び上級委は、調査手続中に提出された証拠しか用いることができず、紛争解決手続段階で初めて提出された証拠に依拠してAD措置が協定不整合であると判断することはできない（AD協定第17.5(ii)条）。第二に、パネル及び上級委は、調査当局の事実認定及び要件判断を前提に、それが適切であったかどうかという観点から検討する（AD協定第17.6(i)条）。以上二つの制約は、WTO紛争解決手続においてAD課税措置が協定不整合と判断されるには、調査手続中に調査当局に提示された証拠及び事実関係に照らして、調査当局の判断が不合理といえる必要があるということの意味する。WTO紛争解決手続の活用に当たっても、このような観点から協定不整合といえるかどうかを検討される。

そのため、WTO紛争解決手続の利用も視野に入れている場合には、調査対象企業としても、調査手続中から、上記の制約を踏まえて、調査対応する必要がある。具体的には、重要な証拠は必ず調査手続で提出されていなければならない。また、調査記録に残るように、必要な主張はすべて書面で明確に主張されている必要がある。WTO先例上、質問状等において提供が求められる情報だけが必ずしも重要とは限らないことから、調査対象企業としては、上記3で説明した様々な機会をとらえ、自発的に必要な証拠を提出していくことも検討すべきである。たとえば、調査対象産品と同種の国産品との間の競争関係についての情報を当局が積極的に収集していないような場合でも、そのような証拠が損害・因果関係の認定において重要であることを示した先例があること等に留意すべきである。

② WTO紛争解決手続は政府が行う手続であることから、WTO紛争解決手続を活用できる可能性が高い案件については、調査手続中から、経済産業省をはじめ政府との連携が重要となる。具体的には、調査初期の段階から、調査当局の決定書や証拠等の関連文書を共有するとともに、調査・認定の法的問題点や対応方針等について随時情報交換

しながら、紛争解決手続を見据えて調査対応していくことが有用と考えられる。

政府がWTO紛争解決手続の利用を検討する場合には、個別企業の利益に加えて、当該製品を輸出する産業界全体の利益も考慮する必要があることから、WTO紛争解決手続の活用に当たっては、当該産業界全体の支援があることが望ましい。

②WTO/AD委員会

WTOでは、AD措置に関して議論する場として、年2回AD委員会が開催されている。そこでは、各国のAD実施法が協定整合的であるかを明らかにするための法制審査、各国のAD措置についての報告等、ADに関する様々な問題の検討が行われる。

さらに、AD委員会の下には、特定の論点について協議を行う場が臨時に2つ設けられている。1つは迂回防止非公式会合であり、これは、ウルグアイ・ラウンド交渉において結論が出ず、AD委員会に付託されることとなった迂回問題（下記③参照）について議論を行う場である。もう1つは実施会合で、協定上解釈が曖昧になるおそれのある部分について各国調査当局間の運用の統一を図るための議論を行う場である。我が国は、このような場を通じ各国の国内法令が適切に整備・運用されているかに注意を払い、仮に協定整合的でない法令の制定や運用があった場合は、速やかにAD委員会をはじめとするWTOの場で指摘を行い、是正を求めている。

また、我が国としては、GATT第6条、AD協定等に反している不当なAD措置については、国際ルールに基づき、WTOの場で解決を図っていくべきであり、二国間協議で問題が解決しない場合には、パネル・上級委員会を通じて問題を解決していくことが必要であると考え。

③迂回問題

AD措置に関する「迂回（Circumvention）」とは、一般的に、AD税賦課命令の対象となるべき商品につき、これに対する課税を免れるために、賦課命

令が示す課税範囲から「形式的」には外れるようにするものの「実質的」には賦課命令前と同等の商業活動を維持するような状況を指す。しかしながら、GATT/WTO協定上は、その定義は未確定である。

AD委員会の迂回防止非公式会合（年2回開催）において、これまで迂回の定義等について議論がなされてきたが、何ら結論には至っていない。これに並行して、ドーハ開発アジェンダのルール交渉会合（下記(3)参照）においても迂回について議論されており、米国等から迂回防止に関する提案が出され、2007年11月に公表されたルール交渉グループ議長テキストには、迂回防止規定も盛り込まれたが、2008年12月及び2011年4月に公表された同議長テキストでは項目名のみで条文案は盛り込まれなかった。迂回に関しては、加盟国間で意見の相違があり、AD協定における規律の必要性の有無や内容について、現在まで合意に至っていない。

(3) ドーハ開発アジェンダにおけるAD協定改正交渉の進捗状況

①議論の背景

現行AD協定は、1994年に終結したウルグアイ・ラウンド交渉において改正されたものである（上記(2)①(b)参照）。しかし、AD措置の発動件数、発動国とも増大する中で、現行ルールの解釈や適用方法等に大きな差異が生じ、安易な措置の濫用が見られるようになってきた。AD措置の濫用は、ラウンド交渉による市場アクセスの改善の効果（関税及び非関税障壁の撤廃・削減）を無にしか

ねないものである。とりわけ、開発途上国からの輸入品をAD措置の対象とすることによって開発途上国の経済発展が阻害されることは大きな問題であるが、開発途上国同士でAD措置を発動し合うという傾向も見られた。

このような問題意識から、我が国は、自由貿易体制を維持し世界経済の発展を促進するためには、AD措置の濫用防止に向けたAD規律の強化を行うことが必要であると考え、我が国と同様の考えを持つ多くの国々とともに、新ラウンドにおけるAD協定改正のための交渉の実現を求めてきた。特に、2000年10月には、我が国は、AD規律強化を重視するグループ（ADフレンズ：後記③(a)参照）を立ち上げ、AD協定改正交渉を強く支持した。AD措置の発動が政治的に重要な事項となっている米国が規律強化に強く反対したが、協議が重ねられた結果、米国の立場にも配慮するべく若干の調整を行った上で、最終的には、ドーハ閣僚会議の閣僚宣言に明示的にAD協定改正交渉を行うことを盛り込むこととなった。

②交渉の主な経緯

(a) 第1回交渉会合から議長テキスト発出までの動き（2002年3月～2007年11月）

ドーハ閣僚会議以降、貿易交渉委員会の下に設けられたルール交渉グループ（AD、補助金・相殺関税措置、地域貿易協定の交渉を所掌）では、2002年3月の初回会合以来、断続的に交渉会合が開催されてきた（2011年3月末までに55回開催）。我が国を含むADフレンズ（下記③(a)参照）は、AD協定

の規律強化を行うべき論点を提示するとともに、改正内容を明示した詳細提案を順次提出するなど交渉をリードした。2005年4月からは、全体会合に加え、交渉を加速する一手段として、ルール交渉グループ議長（以下「ルール議長」という）のイニシアティブにより、10数か国程度の少数国会合が開催された。2005年9月会合からは個別項目ごとに「議長の友（ファシリテーター）」が指名され、2006年3月会合からはルール議長自らが議題設定を行い、ファシリテーターがメモを作成するなど、議論の更なる進展が図られた。

そして、2005年の香港閣僚会合では、他の交渉分野の議論の進展を踏まえつつ、議長に包括的な改正条文案（議長テキスト）を提示する権限を付与することを確認した。

(b) ルール議長テキスト発出を巡る動き（2007年11月～2008年5月）

2007年11月末に、利害対立する様々な論点についてルール議長自らの考えで妥協案を提示した「議長テキスト」が公表された。AD分野については、2006年のサンセット・レビューに関する我が国の提案²を踏まえ、一定の規律強化³が盛り込まれるなど一部方向性が評価されるものもあったものの、これらについても更なる規律強化が必要であった⁴。また、2006年4月の交渉会合において我が国が主張し、大多数の加盟国が支持したゼロイング方式の全面的な禁止については、2007年7月に米国が全面的に容認する内容の提案を行い、議長テキストにはゼロイング方式を容認する規定⁵が

2 提案は①サンセット・レビュー（「サンセット」（AD措置の失効）の可否を判断するための調査）は5年経過前に終了させる、AD税賦課開始日からX年経過後（Xは任意の数字）はいかなる場合でも措置を撤廃する、②ダンピングの継続・再発の判断は個別企業ごとに行う、③調査当局の職権でのサンセット・レビューを禁止する等を内容とする。

3 ①AD措置について、当初の5年を超えて課税期間が延長された場合であっても、AD税賦課開始日から10年間で失効する、②サンセット・レビューにおいて調査開始時と同等の申請適格規定（AD協定第5.4条）を適用する、③調査当局が職権でサンセット・レビューを開始することを例外とするなど。

4 ①措置失効後2年以内に調査当局が調査を開始した場合は、入手可能な最善の情報（AD協定第6.8条、附属書Ⅱ）に基づく暫定措置の適用による迅速な対応が可能となる、②既存の措置については、継続年数にかかわらず新しい協定が発効した日に措置が開始されたものとみなされ、その時点から更に最長10年間措置が継続され得るなど、規律を弱める規定も含まれていた。

5 初回調査において加重平均に基づいて定められた正常価額と加重平均に基づいて定められた輸出取引の価格を比較する方式のみゼロイングが禁止され、初回調査において個々の正常価額と個々の輸出取引の価格を比較する方式や、加重平均に基づいて定められた正常価額と個々の輸出取引の価格を比較する方式、また定期見直しではゼロイングを容認するというもの。

入に至った。このように、議長テキストは、全体としてバランスを逸しており、強く懸念をせざるを得ない内容となっていた。

その後、2007年12月の交渉会合において我が国は、ブラジル、中国、インド等の20か国と共同で、議長テキストにおいてゼロイング方式が容認され、バランスを失していることに対する強い懸念を表明する共同声明を発出した。また、2008年1月の交渉会合においても、我が国をはじめ中国、インドなど20か国が共同提案国としてゼロイング方式を全面的に禁止する代替案を提示した。大多数の加盟国がこれに賛同するとともに、議長テキストの内容は受け入れられないと主張した。さらに、サンセット・レビューについても、2008年3月の交渉会合において、我が国は更なる規律強化⁶を提案した。我が国を始めとする多くの国は、その後も引き続き、ゼロイング方式の禁止、サンセット・レビューの規律強化など交渉の状況を反映させた「改訂議長テキスト」の発出を強く求めた。

(c) ルール議長作業文書発出を巡る動き（2008年5月～7月）

各国から改訂議長テキストの早期発出の要望が強まる中、2008年5月、ルール議長から、改訂テキストではなく「議長作業文書」が公表された。議長は、当該文書のカバーレターにおいて、2007年11月の議長テキストを改訂する強い意志を引き続き有しているものの、改訂を行うだけの十分な土台がないため、「中間的なもの」として議長作業文書を発出することとした旨を説明した。議長作業文書は、議長テキスト発出以降の交渉を概括し、議長テキストの各論点についての各国の反応及び各国の提案条文を記したものであった。

議長作業文書発出を受けて、我が国は、経済産業大臣が、条文が何ら改訂されていないことに失望し、引き続き改訂議長テキストの早期発出を促す旨表明した。また、2008年7月には、ADフレン

ズや中国等19カ国とともに上記大臣談話に沿った内容の共同声明を発出した。

(d) 改訂議長テキスト発出からルール議長の交代までの動き（2008年12月～2010年5月）

議長作業文書公表以降、ルール交渉会合は開催されず、各国からは早期の改訂議長テキスト発出及び交渉の再開を求める声が強まった。その後、2008年12月末に「ルール改訂議長テキスト」が公表された。改訂議長テキストでは、各国の立場にある程度収れんが見られた点については、条文改正案が提示されたものの、各国の見解が対立する「ゼロイング」や「サンセット」など12項目については、の条文改正案は盛り込まれず、ブラケット（テキスト上で各国間の意見の相違が明らかな論点や文言に付されている記号で、[]で表されている）に各国の見解とともに項目名のみが記載されるにとどまった。

改訂議長テキスト発出を受けて、我が国は、経済産業大臣が、改訂議長テキストの発出はルール交渉を再開させるとともにドーハ開発アジェンダ交渉の早期妥結に向けて議論を前進させる一歩であるが、多くの重要な論点が残されており、ルール分野において十分規律強化された最終成果を得るべく交渉に全力を傾ける旨を表明した。

2009年5月以降の交渉会合では、改訂議長テキストに基づき、①項目名のみ記載されたブラケットの論点、②条文改正案が提示された論点、③改訂議長テキストに反映されなかった論点につき並行的に議論を行なった。2009年12月の交渉会合までに、条文改正案が提示された論点については全て一読を終了し、ブラケットの論点についても、2010年3月の交渉会合において一読を終了した。

(e) ルール議長の交代及び議長テキスト発出以降の動き（2010年5月～）

2010年5月、ルール議長が退任し、同年7月に新

6 ①AD 措置は賦課開始日から8年間で失効すること、②サンセット・レビューの調査手続の規律を強化すること、③5年以上継続しているAD 措置については、経過措置により適切なタイミングで失効すること等である。

しいルール議長が就任した。同年11月より、毎月、15か国～20か国程度の少数国交渉会合が開催され、改訂議長テキストに基づいてブラケットの論点及び条文化された論点について積極的な議論が行われ、2011年3月の交渉会合において議長テキストの一読を終了した。

しかし、新たなルール議長の下での初めてのテキスト一読であること、また、農業・非農産品市場アクセス（NAMA）等他分野における交渉の進捗とも関係することから、各国とも主要な論点について、これまでのスタンスを大きく変更することではなく、前ルール議長の下で行われた改訂議長テキストの一読時と同様の技術的な議論となった。そのため、議論の結果を踏まえて、2011年4月下旬にルール議長より新たな議長テキストが示されたものの、ブラケットの論点及び条文化された論点どちらについても、前の改訂議長テキストから特に大きな進展は見られなかった。

なお、2012年2月末のルール交渉グループ公式会合において、新たなルール議長が選任された。また、2011年4月の議長テキスト発出以降、ドーハ開発アジェンダ交渉全体の進展との関係から交渉会合そのものは開催されていないが、交渉が再開された際に速やかに対応できるよう、関心のある国がAD調査実務に関する技術的な意見交換を行う専門家会合が2012年に3回、2013年に2回開催された。

③ルール交渉における主要国の立場

(a) ADフレンズ（我が国、ブラジル、チリ、韓国、ノルウェー、スイス、コロンビア、コスタリカ、香港、イスラエル、メキシコ、シンガポール、タイ、トルコ、台湾の計15か国・地域）

AD措置の濫用防止のためにAD規律の強化・明確化を目的とする国々のグループ。専ら自国の輸出産業がAD措置のターゲットとなっている輸出国側の立場が強い国（香港、ノルウェー等）から、自らもAD措置発動を増加させつつある穏健なAD発動国（ブラジル等）まで幅広く含む。我が国は、

ADフレンズのリーダーとしてAD交渉に積極的に参加している。これまでの交渉会合において、ADフレンズとして、ゼロイング方式の全面的禁止や「レッサー・デューティー・ルール」（AD税の税率を必要最低限に抑えること）の導入を提案したほか、ADフレンズのうち一部の国を除くものの、自動サンセット（一定期間の経過に伴う自動的な措置の失効）の導入や調査開始要件の明確化等の規律強化についても共同して提案している。

(b) 米国

WTOにおけるAD関連の紛争処理案件のうち、半数近くが米国のADを問題視したものである（バード修正条項、サンセット、ゼロイング等）。米国は、議会や産業界（鉄鋼等）にADの発動を求める強い意見があることを踏まえ、発動当局の裁量を最大限維持することを重視しており、ADの規律強化には消極的である。ただし、迂回防止措置等の一部の論点や、開発途上国によるAD措置濫用を防止するための手続の透明性向上には前向きである。なお、ゼロイングをWTO協定違反とする上級委員会の判断を激しく批判しており、交渉会合においてはゼロイング容認をWTO協定に盛り込むよう、引き続き強く求めている。

(c) EU

EUは、ADの規律強化に基本的には賛成の立場であるが、対開発途上国を中心にAD措置を積極的に活用していることから、米国と我が国等ADフレンズの中間的な立場を採っている。調査手続の透明性強化に高い関心がある。交渉において、我が国とは論点に応じて是々非々で連携しており、2003年7月には、我が国及びEUで「AD手続における調査コスト削減に関する提案」を共同提出した実績もある。

(d) インド

インドは、AD措置の濫用防止を目指した提案を行っており、ADフレンズの主張と重なる部分もあ

る。2006年3月のルール交渉会合では、レッサー・デューティー・ルールの義務化をブラジル・香港とともに共同提案した。また、ゼロイングについても我が国と同様に全面禁止の立場を採っている。その一方で、WTO加盟国第1位のAD措置発動大国であり、手続の透明性に欠けるとして各国から批判もある。また、開発途上国への「特別かつ異なる待遇」（Special and Differential treatment: S&D）の導入についても主張している。

(e) 中国

中国は、自らもAD措置の発動を増加させているが、米国等のAD措置の標的となっており、世界最大のAD被発動国であるため、ADの規律強化には前向きである。交渉においては、ゼロイングについても我が国と同様に全面禁止の立場を採り、10年での「自動サンセット」規律（AD措置が例外なく最長10年間で終了する旨の規定）の導入を主張するなど、規律強化や透明性の向上を強く主張し

ている。

(4) 最近の動向

AD措置の発動は、従来は、米国、EU、カナダ、豪州に集中していた。これには、AD制度を整備している国には先進国が多いという事情もあった。しかし近年、全体として、先進国によるAD提訴が逡巡してきた中で、中国やブラジル、インドなどをはじめとする途上国によるAD措置の発動が増加していることが注目される（図表Ⅱ-6-3参照）。現在、中国やインドなど途上国から我が国に対するAD措置も多く発動されているが（図表Ⅱ-6-4参照）、これらの国は①AD調査手続の透明性が低く、②調査当局の決定に関する説明が不十分であり、③利害関係者の十分な意見表明機会が確保されないなど問題も多いため、調査の手続や方法がAD協定に整合的かどうか特に注意を払っていくことが重要である。

＜図表Ⅱ-6-3＞ WTO発足以降の主要国のAD調査開始件数の推移（2013年6月30日現在）

調査開始年 調査開始国	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013*	1995 ～ 2013* 小計
アメリカ	14	22	15	36	47	47	77	35	37	26	12	8	28	16	20	3	15	11	7	476
EU	33	25	41	22	65	32	28	20	7	30	24	35	9	19	15	15	17	13	3	453
カナダ	11	5	14	8	18	21	25	5	15	11	1	7	1	3	6	2	2	11	10	176
豪州	5	17	44	13	24	15	24	16	8	9	7	11	2	6	9	7	18	12	5	252
インド	6	21	13	28	64	41	79	81	46	21	28	31	47	55	31	41	19	21	17	690
中国	0	0	0	3	2	11	14	30	22	27	24	10	4	14	17	8	5	9	8	208
韓国	4	13	15	3	6	2	4	9	18	3	4	7	15	5	0	3	0	2	3	116
台湾	0	0	1	6	0	4	3	0	2	0	0	5	0	0	1	2	0	9	2	35
インドネシア	0	11	5	8	8	3	4	4	12	5	0	5	1	7	7	3	6	7	0	96
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	13	4	0	3	26	11	7	5	0	76
トルコ	0	0	4	1	8	7	15	18	11	25	12	8	6	23	6	2	2	14	4	166
メキシコ	4	4	6	12	11	6	6	10	14	6	6	6	3	1	2	2	6	4	3	112
ブラジル	5	18	11	18	16	11	17	8	4	8	6	12	13	24	9	37	16	47	17	297
アルゼンチン	27	22	14	6	24	41	28	10	1	12	9	10	8	19	28	14	7	13	12	305
南アフリカ	16	34	23	41	16	21	6	4	8	6	23	3	5	3	3	0	4	1	5	222
日本	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	7
その他	32	34	40	59	50	34	40	60	26	28	31	41	20	20	37	23	41	29	26	671
合計	157	226	246	264	359	296	372	311	234	220	200	203	166	218	217	173	165	209	122	4358

* 2013年は1月1日から6月30日までの件数。

出典：WTO統計 単位：件（※複数の国に対する同一品目のAD調査は各々1件として計上している。）

＜図表Ⅱ - 6 - 4＞ 我が国に対するAD措置継続中の案件数（2014年2月28日現在）

米国	豪州	韓国	中国	インド	タイ	インドネシア	メキシコ	合計
14	3	4	22	8	2	1	1	55

単位：件 （注）価格約束を含む 出典：各国調査の最終決定公告

（5）経済的視点及び意義

AD措置はGATT、WTO協定上の特別措置であるが、制度上、選択的に課税することが可能であるため、差別的な貿易政策の手段として利用される危険性がある。特に、税率という観点から見た場合、これまでのラウンド交渉によって、米国、EU、カナダ、日本等の主要国における鉱工業品に対する平均関税率が5%未満まで低下してきたことへの反動の1つとして、米国、EU等でAD措置が多発され、これらの措置にはAD税率が100%を超えるものもあった。一度、高税率のAD措置が発動されると、措置発動国への対象品目の貿易量が激減若しくは停止してしまうことになり（貿易冷却効果）、調査対象企業及び関連産業（当該企業の製品を利用する輸入国の国内産業を含む）へ甚大な影響を与えることとなる。

①調査の開始による影響

AD措置はその調査開始のみでも、輸出者に大きな影響を及ぼす。すなわち、AD調査が開始された時点で、将来AD税が課税されるおそれが生じるため、輸出者の輸出意欲を阻害する可能性がある。また、いったんAD調査が開始されると、調査対象企業が当局の要求する詳細な質問状に回答するためには、短期間に多大な労力と時間、そして費用が必要とされ、こうした負担は、通常の企業活動にも影響を及ぼす可能性がある。このようにAD調査は措置のいかんにかかわらず、調査開始自体が企業の脅威となり得るのである。更に、当局の調査に対する調査対象企業の回答の負担が大きいことから、部分的に、場合によっては当該企業が回答を放棄するケースがしばしば見られる。こうした場合、ファクツ・アヴェイラブル（facts available）が適用されることになる。このファク

ツ・アヴェイラブルとは、調査対象企業が回答を提出しない、又は調査対象企業が提出した回答の内容を調査当局において検証できない場合に、調査当局が収集しえた資料のみで事実認定や各種決定を行うことをいう。調査当局がファクツ・アヴェイラブルに基づいて決定を行うことはAD協定にも明記されている（AD協定第6.8条）。

②技術革新への影響（AD課税対象製品の不当な拡大）

AD税は、AD調査によってダンピングとそれによる損害の発生が認定された製品についてのみ課税される。AD課税決定においては、そのような要件が認められた製品の範囲が課税対象として明示される。

AD課税決定後に開発された新製品（後開発製品）についても、このような課税対象製品の範囲に含まれると考えられる場合には、課税の対象とされることとなるが、調査対象製品の定義を広く解釈し、實際上、課税対象製品の範囲を拡大しているとみられる例もある。また、調査対象製品と同類の後開発製品に対してAD税を賦課する制度を迂回防止措置の一環として設ける例もある。さらに、当初から、調査対象製品の範囲を広く設定することで、實際上、迂回を防止しようとする例もある。しかし、後開発製品の種類や性質が課税対象製品と大きく異なる場合には、両製品に用いられる技術や市場の相違に照らして当初調査された国内産業が新しい製品による影響を受けているのか否かを改めて調査して、AD課税の可否を検討すべきであり、新たな調査なしに既存のAD課税を適用することには明らかに問題がある。

このように課税対象製品の範囲が不当に拡大されると、新商品の開発、消費者の選択範囲の阻害、

ひいては技術革新に影響を与えられ。他方で、調査対象製品との差があまりない後開発製品がAD課税の対象から外れることになると、国内産業を保護する目的のAD措置の実効性を損なう可能性もある。

このような弊害にも配慮しつつ、急速に進みつつある技術革新を阻害することがないよう、問題解決のための方策について検討していく必要がある。

③生産活動のグローバル化への影響

近年、経済のグローバル化に伴い、輸出先やコストの安い開発途上国に生産を移転する海外生産が活発化している。しかし、それまで我が国からの輸出によって供給されていた産品にAD税が賦課されていた場合には、当該生産移転がAD課税の迂回行為とみなされることがあり、その結果、投資の流れを萎縮させたり、歪曲させたりするおそれも大きい。

また、我が国企業が開発途上国に生産移転又は生産委託等を行った場合において、第三国から当該国に対して新たにAD措置が発動され、生産品が対象となってしまうケースも見られる。この場合、我が国が調査対象となっているわけではないので日本政府としても対応は難しくなる。近年、中国やインド等によりAD措置が積極的に発動されていることを十分認識し、我が国企業が海外進出するときは、生産活動のグローバル化に伴うリスクの一つとして注意する必要がある。

④まとめ

上述のように、AD措置は、GATT、WTO協定上、不公正な貿易に対抗するために加盟国に認められた措置である一方で、一度発動されると、輸出取引に多大な影響を及ぼすため、その恣意的な発動は企業活動に様々なマイナスの影響を与え得る。また、AD措置が濫用された場合、輸入国のユーザー産業及び消費者が不利益を被る可能性もある。したがって、AD制度は、恣意的な発動による悪影響に十分留意し

つつ、不公正な貿易により損害を被っている輸入国の国内産業を救済するために適切に活用されなければならない。

(6) 我が国におけるダンピング行為への対応

我が国におけるAD協定に対応する法規としては、関税定率法第8条、不当廉売関税に関する政令、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインの3つがある。ダンピング輸入によって我が国産業に損害が生じている旨の申請が我が国産業からあった場合、これらの法規により厳正に対処することとなっている。なお、貿易救済制度に関する疑問点や申請手続等については、調査当局は随時質問。相談に応じている。

我が国においては、1991年に至るまでに3件のAD税賦課申請が国内産業からなされたが、いずれも調査開始に至る前に申請が取り下げられた。しかしながら、1991年10月に行われた中国、南アフリカ及びノルウェーの3か国からのフェロシリコマンガンの輸入に対するAD税賦課申請については、調査開始に必要な十分な証拠があると認められ、同年11月に我が国初のAD調査が開始された。当該調査の結果中国の輸出者については、ダンピングによる損害発生の実事が認められ、1993年2月、AD税が賦課された（中国の輸出者のうち2社については、政府と「価格約束」を締結したことから、いずれもAD税を課さないことが決定された）。なお、当該措置は、1998年1月に5年間の課税期間を終了した。

また、1993年12月には、パキスタンからの綿糸の輸入についてAD税賦課申請が行われ、1994年2月に調査が開始された。調査の結果、ダンピングによる損害発生の実事が認められたことから、1995年8月、AD税の賦課が開始され、当該措置は、2000年7月に5年間の課税期間満了をもって終了した。

2001年2月には、韓国及び台湾からのポリエステル短繊維の一部についてAD税賦課申請が行われ、

同年4月に調査が開始された。調査の結果、ダンピングによる損害発生的事実が認められたことから、2002年7月から5年間のAD税の賦課が決定された。当該措置については、2006年6月に、国内産業から課税期間の延長（サンセット・レビュー）申請がなされ、同年8月に調査が開始された。調査の結果、ダンピング及び損害が継続又は再発するおそれがあると認められたことから、2007年7月から5年間の課税期間延長が決定された。その後、当該措置は、2012年6月に課税期間を終了した。

2007年1月には、豪州、スペイン、中国及び南アフリカからの電解二酸化マンガンの輸入についてAD税賦課申請が行われ、同年4月に調査が開始された。調査の結果、ダンピングによる損害発生的事実が認められたことから、2008年9月1日から5年間のAD税の賦課が決定された。当該措置につい

ては、2012年8月に、国内産業から課税期間の延長（サンセット・レビュー）申請がなされ、同年10月に調査が開始され、2013年10月に調査期間が5か月延長された後、2014年3月6日より課税期間が延長された（図表Ⅱ - 6 - 5参照）。

2012年5月には、インドネシアからのカットシート紙の輸入についてAD税課税申請が行われ、同年6月に調査が開始された。調査の結果、ダンピングの事実が認められなかったことから、2013年6月26日、AD税を課さないことが決定された（図表Ⅱ - 6 - 6参照）。

2013年12月には、中国からのトルエンジイソシアナートの輸入についてAD税賦課申請が行われ、2014年2月に調査が開始された（図表Ⅱ - 6 - 7参照）。

＜図表Ⅱ - 6 - 5＞ 豪州、スペイン、中国及び南アフリカからの電解二酸化マンガンのAD調査について

〈経 緯〉	
2007年1月31日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者2社）
4月27日	調査開始
2008年6月14日	暫定AD税の賦課開始
9月1日	確定AD税の賦課開始
2012年8月30日	AD税の課税期間の延長申請受理（申請者は我が国生産者2社） ※豪州は生産撤退により延長申請対象から除外
10月30日	AD税の課税期間の延長調査を開始
2013年10月15日	課税期間延長に関する調査期間を延長
2014年3月6日	AD税の課税期間の延長
〈AD税率〉	
豪州：29.3%	
スペイン：14.0%	
中国：46.5%（1社：34.3%）	
南アフリカ：14.5%	

＜図表Ⅱ - 6 - 6＞ インドネシアからのカットシート紙のAD調査について

〈経 緯〉	
2012年5月10日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者8社）
6月29日	調査開始
2013年6月26日	AD税を課さないことを決定

＜図表Ⅱ - 6 - 7＞ 中国からのトルエンジイソシアナートのAD調査について

〈経 緯〉	
2013年12月17日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者1社）
2014年2月14日	調査開始

(7) WTO紛争処理手続に至ったAD ケース

WTO発足以降、2014年2月末までに、WTO紛争解決手続に基づく協議要請がなされた紛争は全体で474件、そのうちAD措置に関する紛争は102件で、我が国が要請したのは102件中5件(DS162(米国 - 1916年AD法)、DS184(米国 - 日本製熱延鋼板AD措置)、

DS244(米国 - 日本製表面処理鋼板ADのサンセット・レビュー)、DS322(米国 - ゼロイング及びサンセット・レビューに関する措置)及びDS454(中国 - 日本製高性能ステンレス継目無鋼管AD措置))になる(各紛争の申立国、経過等は資料編第3章参照)。

<参考資料>

措置継続中の対日AD案件リスト(合計55件)

(2014年2月28日現在)

米国		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
PC鋼より線	1977. 11. 23 1978. 12. 08	1999. 02. 03 措置継続 ^a 2004. 06. 25 措置継続 ^b 2009. 12. 11 措置継続 ^c
溶接管継手	1986. 03. 24 1987. 02. 10	2000. 01. 06 措置継続 ^a 2005. 11. 21 措置継続 ^b 2011. 04. 15 措置継続 ^c
真鍮板	1987. 08. 14 1988. 08. 12	2000. 05. 01 措置継続 ^a 2006. 04. 03 措置継続 ^b 2012. 04. 26 措置継続 ^c
ボールベアリング	1988. 04. 27 1989. 05. 15	2000. 07. 11 措置継続 ^a 2006. 09. 15 措置継続 ^b 2011. 07. 16 より暫定的に措置撤廃(米国内裁判の決定が出るまで) 2013. 11. 29 より米国内裁判の決定を受けて課税再開
グレイ・ポルトランド・セメント	1990. 06. 15 1991. 05. 10	2000. 11. 15 措置継続 ^a 2006. 06. 16 措置継続 ^b 2011. 12. 16 措置継続 ^c
ステンレス棒鋼	1994. 01. 27 1995. 02. 21	2001. 04. 18 措置継続 ^a 2007. 01. 23 措置継続 ^b 2012. 08. 09 措置継続 ^c
クラッド鋼板	1995. 10. 25 1996. 07. 02	2001. 11. 16 措置継続 ^a 2007. 03. 22 措置継続 ^b 2013. 02. 11 措置継続 ^c
ステンレス線材	1997. 08. 26 1998. 09. 15	2004. 08. 13 措置継続 ^a 2010. 06. 17 措置継続 ^b
ステンレス薄板	1998. 07. 13 1999. 07. 27	2005. 07. 25 措置継続 ^a 2011. 08. 11 措置継続 ^b
大径継目無鋼管	1999. 07. 28 2000. 06. 26	2006. 05. 08 措置継続 ^a 2011. 10. 11 措置継続 ^b
小径継目無鋼管	1999. 07. 28 2000. 06. 26	2006. 05. 08 措置継続 ^a 2011. 10. 11 措置継続 ^b
ブリキ及びティンフリー・スチール	1999. 11. 30 2000. 08. 28	2006. 07. 21 措置継続 ^a 2012. 06. 12 措置継続 ^b

米国		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
大径溶接ラインパイプ	2001. 02. 23 2001. 12. 06	2007. 11. 05 措置継続 ^a 2013. 10. 29 措置継続 ^b
ポリビニル・アルコール	2002. 10. 01 2003. 07. 02	2009. 04. 13 措置継続 ^a

中国		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
塗工印刷用紙	2002. 02. 06 2003. 08. 06	2009. 08. 04 措置継続 ^a
無水フタル酸	2002. 03. 06 2003. 08. 31	2009. 08. 31 措置継続 ^a
SBR (スチレン・ブタジェン・ゴム)	2002. 03. 19 2003. 09. 09	2009. 09. 08 措置継続 ^a
ポリ塩化ビニル (PVC)	2002. 03. 29 2003. 09. 29	2009. 09. 28 措置継続 ^a
TDI (トリレンジイソシアナート)	2002. 05. 22 2003. 11. 22	2009. 11. 21 措置継続 ^a
フェノール	2002. 08. 01 2004. 02. 01	2010. 01. 31 措置継続 ^a
エタノールアミン	2003. 05. 14 2004. 11. 14	2010. 11. 14 措置継続 ^a
光ファイバー	2003. 07. 01 2005. 01. 01	2011. 01. 01 措置継続 ^a
クロロブレン・ゴム	2003. 11. 10 2005. 05. 10	2011. 05. 10 措置継続 ^a
水加ヒドラジン	2003. 12. 17 2005. 06. 17	2011. 06. 17 措置継続 ^a
トリクロロエチレン	2004. 04. 16 2005. 07. 22	2011. 07. 22 措置継続 ^a
エピクロロヒドリン	2004. 12. 28 2006. 06. 28	2012. 06. 28 措置継続 ^a
スパンデックス	2005. 04. 13 2006. 10. 13	2012. 10. 13 措置継続 ^a
カテコール	2005. 05. 31 2006. 05. 22	2012. 05. 22 措置継続 ^a
電解コンデンサ紙	2006. 04. 18 2007. 04. 18	2013. 04. 18 措置継続 ^a
ビスフェノールA (BPA)	2006. 08. 30 2007. 08. 29	2013. 08. 30 措置継続 ^a
メチルエチルケトン	2006. 11. 22 2007. 11. 21	2013. 11. 20 措置継続 ^a
アセトン	2007. 03. 09 2008. 06. 08	2013. 06. 08 よりサンセット・レビュー中

中国		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
写真用印画紙	2010. 12. 23 2012. 03. 22	
ステンレス継目無鋼管	2011. 09. 08 2012. 11. 08	
レゾルシノール (レゾルシン)	2012. 03. 23 2013. 03. 22	
ピリジン	2012. 09. 21 2013. 11. 20	

タイ		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
ステンレス冷延鋼板	2002. 02. 15 2003. 03. 13	2009. 03. 19 措置継続 ^a
熱延鋼板	2002. 07. 08 2003. 05. 27	2009. 05. 23 措置継続 ^a

韓国		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
ステンレス棒・形鋼	2003. 07. 05 2004. 07. 30 (一部価格約束)	2010. 02. 24 措置継続 (3年間) ^a 2013. 10. 01 措置継続 (3年間) ^b
酢酸エチル	2007. 09. 17 2008. 08. 25 (3年間)	2012. 03. 27 措置継続 (3年間) ^a
ステンレス厚板	2010. 04. 28 2011. 04. 21	
アルミニウムボトル缶	2012. 01. 18 2013. 01. 03 (3年間)	

豪州		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
ポリ塩化ビニル (PVC)	1992. 02. 05 1992. 10. 22	1997. 10. 22 措置継続 ^a 2002. 10. 22 措置継続 ^b 2007. 10. 22 措置継続 ^c 2012. 10. 21 措置継続 ^d
熱延鋼板	2012. 06. 14 2012. 12. 20	
鉄鋼厚板	2013. 02. 12 2013. 12. 19	

インド		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
フレキシブル・スラブス トック・ポリオール	2001. 09. 21 2002. 10. 31	2008. 02. 05 ^a 2013. 01. 24 よりサンセット・レビュー中
ペンタエリトリトール	2001. 11. 22 2002. 10. 31	2008. 04. 28 措置継続 ^a
ポリ塩化ビニル (PVC)	2006. 06. 28 2008. 01. 23	2012. 10. 05 よりサンセット・レビュー中
ペルオキシ硫酸塩 (過硫酸塩)	2006. 07. 28 2007. 08. 29	2013. 03. 12 措置継続 ^a
フェノール	2009. 08. 11 2010. 12. 01	
1, 1, 1, 2-テトラフルオロ エタン (R-134a)	2009. 08. 19 2011. 07. 15	
アセトン	2009. 09. 03 2011. 04. 18	
メラミン	2010. 12. 07 2012. 10. 08	

インドネシア		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
冷延鋼板	2011. 06. 24 2013. 03. 19	

メキシコ		
調査・課税対象産品	(上) 調査開始日 (下) 賦課決定日	その後の動き
網目無鋼管	1999. 05. 13 2000. 11. 10	2005. 11. 11 措置継続 ^a 2011. 11. 11 措置継続 ^b

(注)

^a 1回目のサンセット・レビューによる措置継続^b 2回目のサンセット・レビューによる2回目の措置継続^c 3回目のサンセット・レビューによる3回目の措置継続^d 4回目のサンセット・レビューによる4回目の措置継続

出典：調査開始公告、最終決定公告

2. 主要ケース

(1) 1916年アンチ・ダンピング法

<概要>

米国の1916年歳入法第801条では、米国内産業に被害を与える意図を持ってダンピング輸入又は販売した者に対して罰金や懲役を科し、更にダンピ

ングの被害者に被害額の3倍の損害賠償を認める旨規定されていた（同規定を以下「1916年AD法」という）。

<国際ルール上の問題点>

1999年、我が国及びEUは、1916年AD法所定の

ダンピングに対する救済措置が、GATTで許容されているAD税ではなく、刑事罰や私法上の損害賠償である点、調査開始に際してAD協定に整合的な手続を行っていない点等がWTO協定違反であるとして、WTO紛争解決手続に基づき、それぞれ対米協議要請を行った。2000年9月のWTO紛争解決機関において、日本及びEUの主張をほぼ全面的に認める内容のパネル・上級委員会報告書が採択され、1916年AD法のWTO協定違反が確定した。

しかし、パネル・上級委員会による勧告にもかかわらず、米国が是正措置を何ら講じないまま履行期限が徒過したため、我が国及びEUは対抗措置の承認を紛争解決機関に申請した。また、EUは2003年12月、1916年AD法に基づく訴訟によって損害を受けた域内企業の損害回復を可能とする理事会規則を制定した。他方、我が国からの新聞輪転機の輸入に対して提起された1916年AD法に基づく損害賠償請求訴訟において、アイオワ連邦地方裁判所が我が国企業に約40億円相当の損害賠償を命じる判決を下したことを受け、我が国でも1916年AD法に基づく訴訟によって損害を受けた我が国企業の損害回復を可能とする法律(損害回復法)が制定・施行された。

並行して、米国議会では、1916年AD法の廃止が可決され、2004年12月の大統領署名をもって、1916年AD法は廃止された。しかし、同法には、廃止の日に裁判所に係属している事案に対しては廃止の効力は及ばない旨の「祖父条項」が設けられていた。

＜我が国の対応＞

上記祖父条項の存在により、廃止前から係属していた我が国からの新聞輪転機の輸入に係る同法に基づく損害賠償請求訴訟はそのまま継続した。その結果、2006年6月、我が国企業の敗訴が確定し、多額の賠償金の支払いを余儀なくされた。更に、この米国企業は、上記判決の確定後、勝訴により得た利益を保全するため、アイオワ連邦地方裁判所に対し、当該我が国企業が日本国内において損

害回復法に基づく訴訟を提起することの差止めを求める申立てを行った。これを受け、同連邦地方裁判所は、我が国企業に対し、損害回復法に基づく提訴を暫定的に禁止する命令(訴訟仮差止命令)を発付した。我が国企業は、これを不服として第8区巡回控訴裁判所に控訴した。日本政府は、2006年8月、同差止命令は国際法違反の措置により被った私人の損害に対して我が国が提供した救済措置を無効化するものであり、国際礼譲の観点からも回避されるべきであること等を根拠に破棄すべき旨を主張するアミカス・ブリーフを上記控訴裁判所に提出した。

2007年6月、第8区巡回控訴裁判所は、日本政府がアミカス・ブリーフで主張した論点を支持し、我が国企業に対する訴訟仮差止命令を破棄する判決を下した。

他方、2007年10月(同年11月に再提出)、敗訴した米国企業は、本控訴裁判決を不服として、米国連邦最高裁判所に上告の申立てを行ったが、2008年6月、同連邦最高裁判所は、米国企業の上告申立を棄却した。これにより、訴訟仮差止命令を破棄した米国連邦控訴裁判所による判決が確定した。

なお、2007年8月、上記控訴裁判所による米国企業の申立ての棄却を受け、我が国企業は損害回復法に基づき、東京地方裁判所に米国企業を提訴していたが、2009年8月、我が国企業と米国企業の和解が成立し、1916年AD法に基づく係争は全て終了した。

＜参考＞

① 欧州理事会規則について

EUは2003年12月、1916年AD法に基づく訴訟によって損害を受けた域内企業の損害回復を可能とする理事会規則(「アメリカ合衆国の1916年アンチ・ダンピング法の適用及び同法に基づき又は起因する行為の効果に対する保護に関する2003年12月15日の欧州理事会規則」)(No. 238/2003)を制定した。この規則は、(i) 1916年AD法に基づ

く訴訟によって損害を被ったEU法人等は、当該訴訟を提起した米国法人等に対して損害の回復を請求できること、(ii) 1916年AD法に基づく米国裁判所の判決の承認・執行は否定されること、の2点を主な内容としている。

② 我が国の損害回復法について

(a) 立法の必要性

前記のとおり、(i) 1916年AD法のWTO協定違反が確定したにもかかわらず、米国がWTO勧告の履行期間内に同法の改廃等の措置をとらなかったこと、(ii) その間、我が国の企業に対し、同法に基づく損害賠償を命じる判決が第一審において実際に下されるに至ったこと、(iii) EUが、我が国に先駆けて、1916年AD法に関する欧州理事会規則を制定したことから、何ら対抗手段を講じていない我が国企業が、米国法人等による提訴の標的となる蓋然性は相対的に高くなっていた。こうした事情から、我が国においても同理事会規則と同様の立法措置を施す必要性が生じており、その中で2004年に制定されたものが、「アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法」である。

(b) 法律の概要

同法は、以下の2点を主な内容としている。

(i) 損害回復請求権の付与

同法には、1916年AD法に基づく訴訟における損害賠償金の給付を命ずる判決によって損害を被った我が国法人等が、1916年AD法に基づく訴訟を提起した米国法人等に対し、その損害の回復を請求することができる旨の規定が設けられた。なお、この請求権は3年間の短期消滅時効に係る。また、裁判管轄の特則が設けられている。

(ii) 1916年AD法に基づく判決の承認・執行の否定

更に損害回復法には、1916年AD法に基づく外国裁判所の確定判決はその効力を有さず、同法

に基づく判決の承認・執行を否定する旨の規定が設けられている。

(c) 損害回復法の適用可能性

同法は、2004年11月30日、第161回臨時国会で成立し、同年12月8日に公布され、即日施行された。これと前後して1916年AD法廃止の機運が米国でも高まり、同年11月19日、1916年AD法の廃止条項を含む法律が成立した。しかし、1916年AD法の廃止法には、経過規定が設けられており、その結果、1916年AD法廃止前から同法に関する訴訟が係属している我が国の企業には廃止の効力は及ばないことから、このような場合には、損害回復法に基づく救済の対象となる。

(2) 大型新聞輪転機に係る事情変更及びサンセット・レビュー

<措置の概要>

2005年5月、米国商務省(DOC)は、日本製大型新聞輪転機に対するAD措置について、事情変更に基づくレビューを開始することを公示した。

日本製大型新聞輪転機については、2002年1月に定期見直しの結果、一部の我が国企業に対する措置が撤廃され、同年2月にサンセット・レビューを経てAD措置自体が撤廃された(定期見直しにおける一部の我が国企業に対する措置の撤廃は、過去3回の定期見直しにおいてゼロマージンであったためであり、また、サンセット・レビューでは、米国内の唯一の生産者がレビューへの参加意図を取り下げたため、日本製大型新聞輪転機に対するAD措置自体の撤廃が決定された)。

本事情変更レビューは、上記企業に対するAD措置を撤廃する判断要素となった1997—1998年に係る定期見直しについて、別途、米国1916年AD法に基づき提起された訴訟において当該企業からの情報提供が適切に行われていなかったとの事実認定がなされたことから、DOCの職権により開始された。

2006年3月、DOCは、①当該企業に対する—1998

年のAD税率を59.67%とすること、②2002年1月の当該企業に対するAD措置撤廃の決定を取り消すこと、及び③2002年2月に行われたサンセット・レビューを再検討する、との最終決定を行った。

この最終決定を受け、2006年4月から、DOCは2002年のサンセット・レビューの再検討を開始し、同年11月6日、ダンピングの継続・再発の可能性を認める仮決定を行った。

＜国際ルール上の問題点＞

2002年のサンセット・レビューにおいては、申請者である米国企業がレビュー参加への意図を取り下げたことを理由としてAD措置が撤廃されたものであり、一部の我が国企業に対するAD税率変更とは関係がない。したがって、サンセット・レビューを再検討しAD措置を復活・継続させて遡及適用を行うことは、合理的な根拠を欠くとともに法的安定性を損なうものである。

更に、本仮決定では、日本製大型新聞輪転機のすべての輸出者が対象となっており、事情変更レビューの対象となっていない我が国企業に対するAD措置も復活するという不合理な結果ともなっている。このような判断は、法的安定性のみならず、企業にとっての予見可能性を著しく害するものである。

＜我が国の対応＞

我が国企業2社は、DOCによる事情変更レビューの決定について米国際貿易裁判所（CIT）に提訴を行い、2007年1月、同裁判所は、DOCのサンセット・レビューの再検討は違法であるとの判決を下した（判旨は以下参照）。これを受け、DOCは、同年2月24日以降、本件サンセット・レビューの再検討を停止する旨発表した。

（判旨）

①サンセット・レビューの再検討の結果として最終決定が出される前であっても、同レビューの再検討を開始する決定をした段階において、司

法審査の対象とすることができる。

②事情変更レビューの対象となった1997—1998年の行政見直しにおける不適切な情報提供が2002年に米国企業がサンセット・レビュー請求を取り下げた原因であったとしても、当該レビューの最終的な結果を変更することはできない。米国企業の取下げ理由が何であれ、レビュー期間中に新聞輪転機の国内生産者が存在しない事実は存在している以上、当該AD措置は撤廃される。

しかし、2007年3月20日、DOC及び米国企業は、本判決を不服として米控訴裁判所に上訴を行い、2008年6月に、同裁判所の判決があった（判旨は以下参照）。

（判旨）

①DOCは行政見直し（administrative review）を再検討する権限を本来的に有している。
②サンセット・レビューの再検討を開始する決定をしたにすぎない段階では、DOCの最終的な行為（final agency action）があったとは言えず、未だ司法審査の対象として適していない。かかる決定が司法審査の対象となるとしたCITの判断は誤りである。

この結果に基づき、同年10月に、DOCはサンセット・レビューの再検討を再開し、さらに同年11月、2002年のサンセット・レビューの再検討について、ダンピングの継続・再発の可能性を認める最終決定を行った。これを踏まえ、我が国としては、一度撤廃されたAD措置が復活することがないように、本件の動向を引き続き注視していたところ、2009年8月、米国企業がサンセット・レビュー請求を取り下げたため、撤廃されたAD措置が復活することはなく本件は終了した。

（3）バード修正条項（DS217/DS234）

（第Ⅰ部第3章「米国」アンチ・ダンピング（1）参照）

(4) ゼロイング方式による不当なダンピング認定 (DS322)

(第Ⅰ部第3章「米国」アンチ・ダンピング (2) 参照)

(5) 日本産熱延鋼板に対するAD措置 (DS184)

(第Ⅰ部第3章「米国」アンチ・ダンピング (3) 参照)

(6) 不当に長期にわたるAD措置の撤廃 (サンセット条項)

(第Ⅰ部第3章「米国」アンチ・ダンピング (4) 参照)